

京都大学短期交流学生の受入れに関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、京都大学（以下「本学」という。）が国際交流活動を推進する一環として、外国の大学との短期の学生交流を目的とし、外国の大学の学生を本学に受け入れる場合の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(短期交流学生)

第2 この要項により受け入れる学生は、短期交流学生とする。

2 短期交流学生の対象は、外国の大学の学生又は外国の大学の大学院の学生とする。

(受入期間)

第3 短期交流学生の受入期間は3月以内とする。ただし、特別の事情があるときは、これを延長することができる。

(受入部局)

第4 短期交流学生は、本学の学部、研究科又は研究所等（以下「部局」という。）において受け入れる。

(受入手続)

第5 部局の長は、外国の大学と協議のうえ、当該外国の大学から申出があったときは、当該部局の定めるところにより、短期交流学生として受入れを許可する。

(入学金等)

第6 短期交流学生として入学する者は、入学金の納付を要しない。

2 短期交流学生の授業料は、月額 29,700 円とし、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学との間において締結した大学間協定（部局間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるものに限る。）に基づき受け入れるときは、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。

5 所定の期日までに授業料を納めないときは、受入れの許可を取り消す。

(特別の費用負担)

第7 短期交流学生が実習等を行うため特別の費用を要する場合は、当該費用を徴収することがある。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、短期交流学生の受入れに関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。